

三善小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、【「いじめ防止対策推進法」(第2条)より】

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より（本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。）

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（なお、起こった場所は学校の内外を問わない）」

これらいじめの定義を受け、いじめ防止のための三善小学校の基本認識と基本姿勢として、下記のポイントをあげる。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめ防止のための基本姿勢】

- 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。
※ 自己有用感を高めるとは、単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があつて感じることでできるものを指す。

2 いじめを未然に防止するための取組（第15条、第18条）より

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、学力低下は生徒指導上の諸問題にも発展することを意識し、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

保護者・地域に対し、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

(1) 児童に対して

- ア 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもつことができる学級づくりを学級経営の柱とする。
- イ 一人一人を大切にしたい楽しい授業・分かる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ウ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるよう、さまざまな機会を通して指導していく。
- エ いじめを見て見ぬふりをすることは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを分からせる。
- オ 「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - (ア) なかよし班活動での異学年交流の充実
 - (イ) 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - (ウ) 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
 - (エ) 5分間走や体づくり運動の継続
- カ 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。特に配慮が必要な児童としては、障がい（発達障がいを含む）のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ児童、性同一性障害の児童、東日本大震災により被災した児童等が該当する。

(2) 教職員

- ア 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- イ 児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図ることができるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ウ 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- エ 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- オ 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- カ いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- キ 一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や全教職員への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ク 学期はじめには、「いじめチェックリスト」で児童の学校生活での様子を特によく観察する。

(3) 学校

- ア 校長は、全校朝会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としての基本と、いじめに気付いたときは、「止めたり、他の者に知らせたり」する人としての在り方を児童に分からせる。
- イ 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ウ ふれあいアンケート調査（毎月25日を含む週）、いじめに関する意識調査（学期末）を実施し、児童の実態把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- エ いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- オ いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等の児童自身の手による取組を促す。
- カ 人とつながる喜びを味わう体験活動を通して、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(4) 保護者・地域に対して

- ア 児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- イ いじめ問題に関する情報を発信する。（校報、学校HP、道徳・特別活動の授業公開等）
- ウ いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時

- ・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる（第16条等）

- ア 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- イ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導部等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ウ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- エ アンケートを実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

(2) いじめの早期解決に向けて全職員が一致団結して問題の解決にあたる（第23条等）

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決に当たる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 保護者・地域、関係機関と連携した取組を行う

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ110番」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめに対する具体的な措置

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ア 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ウ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- エ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ア 教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合には、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげる。当該組織において情報共有を行った後は、関係児童や教職員から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ア いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

ウ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、外部専門家の協力を得る。

エ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努める。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

ア 教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

イ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

エ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

ア いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応 等

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ ネット上のトラブルで児童が悩みを抱え込まないよう、地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

ウ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても、PTA研修会、学年懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28条①）と調査の実施

ア いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき、重大事態への対処、発生防止に資するため、第三者による調査組織（大洲市いじめ問題対策本部会議）を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

【重大事案と想定されるケース】

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等
- 相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

【組織の構成】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、学校評議員、PTA役員、その他による「はぐくみ委員会」を設置する。（必要に応じて専門家等の参加）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・ 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・ 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く教育委員会を通じて市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ教育委員会、警察署、児童相談所と連携を図りながら進めていく。

6 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

ア アンケートの実施、それを受けた教育相談を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

イ 担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

ア 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。

イ とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。

ウ 児童へ統一された指導を行う。

エ 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。

- ・ 職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用
- ・ 事案により、校長、教頭、生徒指導主事等から報告

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

ア 生徒指導朝会・生徒指導部会（特別支援教育校内委員会・不登校対応委員会）

(ア) 毎朝、職員朝会時に生活指導に関わる話合いをもち、いじめに関する情報交換を行う。

(イ) 毎週1回、問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動についての話合いを行う。

イ いじめ防止委員会（第22条等）

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、学校評議員、PTA役員、その他による「はぐくみ小委員会」「はぐくみ委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

(ア) 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。大洲市教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急生徒指導部会を開くとともに、大洲市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、大洲警察署へ通報し対応等の相談をする。

8 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ア 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の状態を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- イ 保護者に対しては、授業参観や学校行事後にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- ウ 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- エ いじめ防止基本方針に基づく取組（アンケート、個人面談、校内研修等）の実施状況を学校評価の項目に位置付ける。そして、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- ア 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- イ 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- ア いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- イ 学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

(1) 地域の活動、縦割り班活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・ 地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割りによる異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ・ 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(3) 担任力の向上

- ・ 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ・ めあてと身に付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- ・ 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

(4) スポーツ少年団等との連携

- ・ スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、本校スポーツ少年団の関係保護者を通して連携や共通理解を図る。
- ・ 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。